

資料 2

全国都道府県及び政令指定都市等 環境担当部局長会議資料

平成 28 年 1 月 25 日 (月)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

(2) 廃棄物処理法の都道府県等における円滑な施行等について

① 産業廃棄物処理業の許可事務について

ア. 許可申請手続きに係る書類の統一について（規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）関係）

許可申請手続きに係る書類については、事務の効率化及び申請者の負担軽減の観点から、許可申請手続きに係る書類を各都道府県間で統一することが不可欠である。産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可申請書添付書類の様式について、従前より示している標準様式に統一されたい。また、先行許可証の提出をもって、許可事務において添付書類を一部省略することができることについては、従前より通知してきたところであるが、本制度を一層積極的に活用されたい。

イ. 条例等による独自規制について

住民同意や流入規制等の地方自治体独自の対策は、他人の不要物を自区域で処理することに対する忌避感や、都道府県域を越えて搬入された産業廃棄物の不適正処理が多発してきたこと、法的強制力の伴わない行政指導を繰り返し悪質業者の営業継続が許容されてきたことなどから生ずる産業廃棄物の処理全体に対する住民の不信感等を背景に、多くの地方自治体が導入してきたものである。

住民同意については、同意を得る住民の範囲や同意に際しての不透明な金銭授受を巡る問題も発生し、施設設置を巡って地域のコミュニティーが破壊されるという問題があり、また、法律上適正な施設であっても、設置が困難となったり、施設設置手続きの長期化につながったりすることで適正処理体制の基盤となる施設の確保が困難になるという問題がある。また、流入規制については、産業廃棄物が広域的に移動すること、適正に処理する産業廃棄物処理業者であっても、その扱う産業廃棄物量が制約され、結果として、無許可業者の不適正処理ルートに向かうことになりかねないこと、優良な産業廃棄物処理業者が、市場において優位に立てるようにすることを目的とする産業廃棄物分野の構造改革にブレーキをかけかねないこと等といった問題がある。また、流入規制が、東日本大震災により生じた膨大な量の災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理の支障となったケースも報告されている。

このため、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい。

ウ. 廃FRP漁船の運搬を効率化させるための簡単な解体行為に係る産業廃棄物処分業許可の取得の要否について（地方分権提案募集方式関係）

廃棄物処理法における「処分」とは、平成23年2月4日付け通知（環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号）等においても示していると

おり、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって形態、外観、内容等について変化させることをいい、簡単な手選別等以外の行為は「処分」に該当する。

以上より、廃 FRP 漁船の運搬を効率化させるための簡単な解体行為については、「収集運搬に伴う積替え保管」に該当するものとして、産業廃棄物処分業の許可の取得を不要とすることが可能である。

② 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について

ア. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の集計結果の活用等について

排出事業者が産業廃棄物管理票を使用した場合における、排出事業者から都道府県等への産業廃棄物管理票交付状況等報告書の提出については、排出された産業廃棄物が適正に処理されていることを確認する上で重要なものであるため、産業廃棄物処理業者への立入検査等に活用されたい。

イ. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の法定様式の見直しについて

平成25年11月1日、全国共通の一般的な申請手続について、その実施状況の調査結果を踏まえた改善措置が総務省から勧告され、当該勧告の中で、産業廃棄物交付等状況報告書の様式（以下「報告書様式」という。）の改善に係る指摘を受けたところである。

環境省では、産業廃棄物交付等状況報告書の提出が排出事業者に義務付けられてから7年余りが経過したこと及び当該勧告を受けたことを踏まえ、現行の報告書様式について見直しを行うこととし、見直しに係る調査については、各都道府県等においてご協力いただいたところである。今後、都道府県等の事務遂行上の創意工夫を生かした上で、申請者の負担を軽減するよう、同報告書の見直しを進めていく予定である。

③ 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務について（規

制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）関係

廃棄物処理法第12条第7項に基づき、事業者が委託先において、産業廃棄物の処理が適正に行われていることを確認する方法としては、平成23年2月4日付け通知（環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号）においても示しているとおり、優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定又は優良確認を受けた産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理を委託している場合など、その産業廃棄物の処理を委託した産業廃棄物処理業者等により、産業廃棄物の処理状況や、事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報が公表されている場合には、当該情報により、当該産業廃棄物の処理が適正に行われていることを間接的に確認する方法も考えられるため、この点留意されたい。